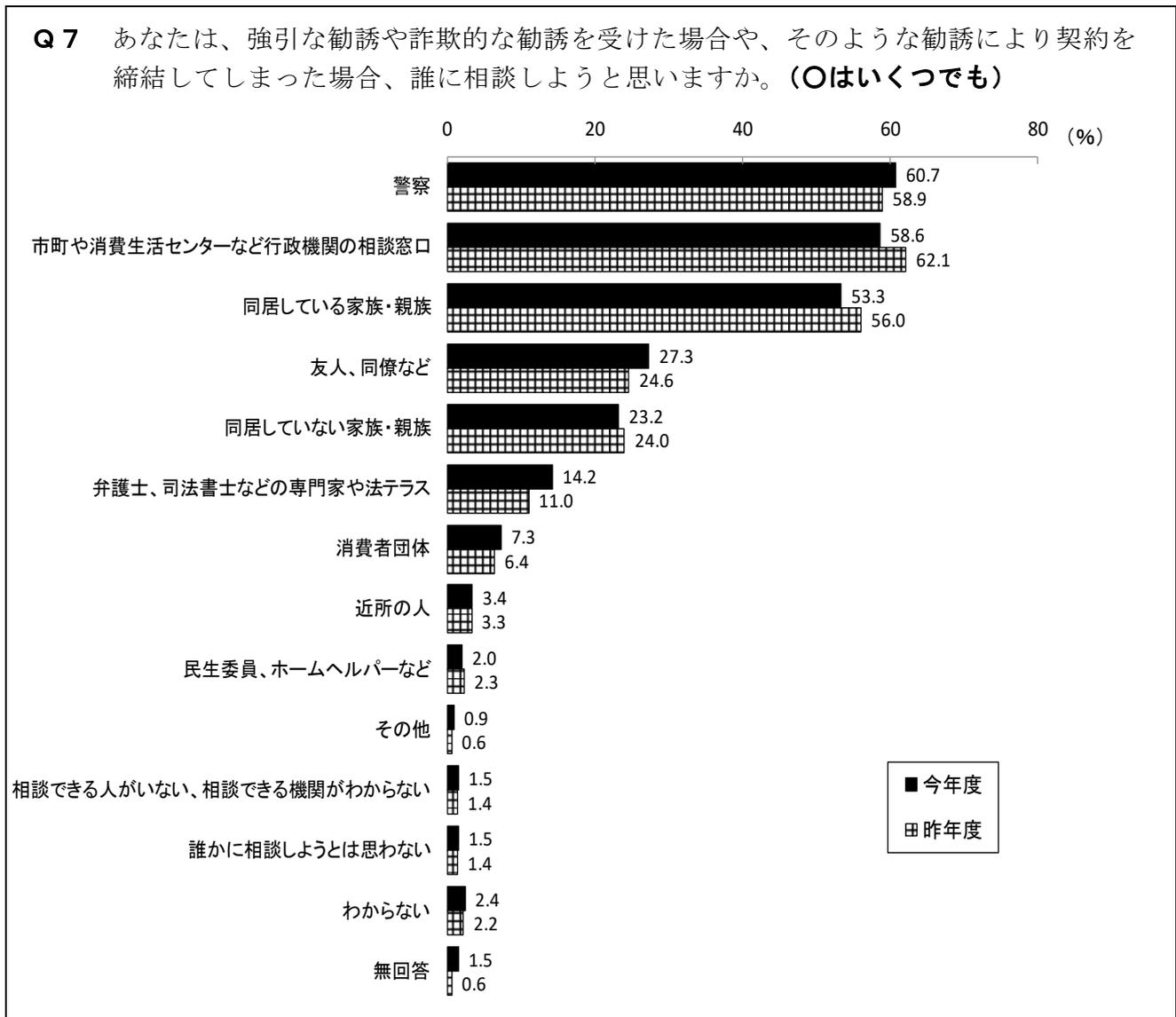


7. 消費生活に関することについて

7-1. 被害を受けた時の相談相手



被害を受けた時の相談相手について、「警察」が 60.7%と最も高く、次いで「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が 58.6%、「同居している家族・親族」が 53.3%の順となっている。昨年度と比較すると、「弁護士、司法書士などの専門家や法テラス」は 3.2 ポイント、「友人、同僚など」は 2.7 ポイントそれぞれ上昇し、「市町や消費生活センターなど行政機関の相談窓口」は 3.5 ポイント、「同居している家族・親族」は 2.7 ポイントそれぞれ低下している。